

# パブリックコメントに基づく中間案の修正について

No.	種別	反映	意見	市の考え	修正方針等	修正案		
						箇所	中間案(修正前)	答申案(修正後)
1	要望	修正	〈施策2-1〉リユースコーナー活用事業 加茂支所では不用品回収窓口ですが、周知されていない。又、ほしい人が気軽に利用出来る様に山城・加茂でもやるべき。木津の税の力にのばされる事なく合併の力をそそぐ。	ご指摘のとおり、まだまだ使えるものを大切に再利用することは、資源を有効に利用する上で大変、有効な手段でありますことから、リユース品の回収方法や交換方法など、回収窓口の周知を含めて検討します。	行政の役割を修正・補強する。	P30	・再使用可能な粗大ごみの引き取り及びリユースコーナーの利用がしやすいように、展示の工夫だけでなく、再使用可能な粗大ごみ等の引き取り及び不用品の引き取り・交換方法を改善する。	・市民の方が気軽にリユースコーナーを利用できるように、展示の工夫だけでなく、再使用可能な粗大ごみ等の引き取り及び不用品の引き取り・交換方法を改善する。
2	意見	盛込み	〈施策3-2〉生ごみ減量化推進事業 16年前毎日新聞(地域から地域へ全国版)にて行政のEM菌補助を訴えその後、補助化されましたが量が多く(一般家庭では使いきれない量でした)断念。生協のEMボカシにてその後も生ごみ堆肥化をつづけています。ミミズが増えてその力も借りている現状ですが、手軽にボカシを作る方法やミミズ・コンポストなども広めて頂きたい。 電気の力を借りてやるのもいずれ壊れ燃えないごみとして残り続けます。農業ブームの今、実践している人の声や経験談を載せる。またその道の講師を呼ぶなども考えられると思います。 茶殻やコーヒーカス、卵殻ほどでしたら庭やプランターに埋めるなどは手軽に出来ますし、害虫の心配もありません。	ご意見のとおり、微生物等によるバイオ式の生ごみ処理容器の購入・普及に重点をおいた取り組みを展開したいと考えています。	—	—	—	—
3	要望	今後の参考	〈施策3-4〉雑草堆肥化事業 車の運転が出来ない者は現地まで行って、その堆肥をもらう事は出来ません。山城・加茂でも実践して下さい。	雑草たい肥化事業により作ったたい肥については、現在、毎年開催している環境まつりで配布しています。また、不定期ですが、木津中央体育館横でも配布をしています。配布方法の見直し・改善について、今後、雑草たい肥化体制の改善の検討をする際に検討することとします。	—	—	—	—
4	提案	その他	〈施策3-5〉「アルミ缶等回収事業」(追加) 現在燃やさないごみとして収集されているアルミ缶・鉄屑は立派な資源であり燃やせないごみと分別して回収する。 分別回収により業者が 50円/kg で引き取っている所もある。	現在、アルミ缶を含む燃やさないごみの収集・処分については、民間事業者に委託をしています。民間事業者のごみ分別施設の設備の仕組みにより、そのごみ分別作業において、アルミ缶や鉄くずを分別して資源化を図っていますことから、現時点において、ご提案の「アルミ缶等回収事業」を新たに取組むことは予定していません。	—	—	—	—
5	意見	今後の参考	〈施策4-1〉有害ごみ等の適正処理情報発信事業 蛍光灯の回収事業は加茂支所のみでなく、南加茂・当尾・芥仁の地域でもきめ細かく行うべき。ガラス・瀬戸物のごみに入れられて戸口に出されているのをよく見かける。行政の当ての無さを感じる。	蛍光灯の回収事業は、これまで社会実験として実施をしていましたが、平成24年9月より本格実施に移行しました。今後、これまでの社会実験の取り組み結果などを踏まえて、本事業の改善を図るとともに、蛍光灯以外の有害ごみ等の適正処理についても検討することとします。	—	—	—	—
6	その他	修正	②文中の「小型家電リサイクルなど」という文言を削除 平成24年8月3日に「都市鉱山リサイクル法案」として参院本会議で可決成立し、平成25年4月に施行される。	ご指摘のとおり、去る平成24年8月10日に本法律が公布されました。なお、法律の名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」です。この法律の呼称につきまして、「都市鉱山リサイクル法」が用いられている場合もありますが、これまで「小型家電リサイクル法」として呼称して、検討されてきた経過がございます。本市におきましては、小型家電リサイクルの表現を用いる方がリサイクルの対象物がわかりやすいと考えますので、本計画におきましては、法律名を示した上で小型家電リサイクルという表現を用いることとします。	法律名を明記して、文書を整理する。	P37	今後、法律改正などにより、小型家電リサイクルなど新たな資源ごみの分別区分の追加の必要が生じた場合は、適切に対処します。	今後、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年8月)」に規定の小型電子機器等の再資源化(以下、「小型家電リサイクル」という。)など新たな資源ごみの分別区分及び収集形態を検討し、適切に対処します。
7	その他	修正	(6)今後の課題について ①小型家電リサイクルと紙おむつの対応 「小型家電リサイクル」の表記について、法案が出来た以上法案名で対処する。	同上	同上	P42	…有害物質の適正処理など、小型家電のリサイクルを促進するため、平成24年8月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が公布されました。本市では、燃やさないごみとして小型家電を収集していますが、今後、小型家電を資源ごみとして収集・処分するための新たな仕組みづくりの検討に取り組みます。	…有害物質の適正処理など、小型家電のリサイクルを促進するため、平成24年8月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が公布されました。本市では、燃やさないごみとして小型家電を収集していますが、今後、小型家電を資源ごみとして収集・処分するための新たな仕組みづくりの検討に取り組みます。
8	提案	今後の参考	②ごみ有料化 率直に財政難の面から、これを取り上げないでほしい。生きている人間はごみを出すもの。城山台が町開きして、ごみは増える一方だと思う。年金暮らしの所帯も増え、まちの美化にも関わる気がする。	ごみの有料化の検討にあたりましては、その導入を前提としたものでなく、有料化の可否、有料化の目的、有料化で得た収入の使途など、幅広い視点から慎重に検討することが必要であると考えています。	—	—	—	—
9	その他	修正	④事業系一般廃棄物の減量対策についての「ついて」を削除 文頭に「(6)今後の課題について」とあり同じ言葉が二重となり、前①・②・③号との整合性がなく、前③号に合わせる。	ご指摘のとおり、表記を統一します。	表記の統一	P44	④事業系一般廃棄物の減量対策について	④事業系一般廃棄物の減量対策
10	提案	盛込み	「⑤生ごみ集団堆肥化システム構築の実証実験」(追加) 生ごみの堆肥化を最も効果をあらしめるには、市民の大多数を占める農地を持たない家庭の生ごみの集団処理が必要である。農地を持たない家庭に対しては、微生物で生ごみを発酵させ腐敗臭を発生させない状態で集団回収し、大・中規模のプラントで堆肥化して農業に活用するシステムをつくれれば、資源の再利用が図れると共に、ごみの大幅な減量が可能になる。	ご意見の内容に関連して、中間案のP38に「市民農園との連携による生ごみのたい肥化利用など、幅広く生ごみ対策を検討します。」と記述しています。ご意見の趣旨を踏まえて、今後検討します。	—	—	—	—
11	意見	その他	〈6-3〉ごみ減量の推進体制等 表彰制度は必要なし。 市民は平等であり、市民の協力無くして取り組むことの出来ない事業であり、あえて表彰制度をつくる必要はない。	ご意見のとおり、ごみ減量化は市民の協力がなくては実現できないと考えています。なお、表彰制度は、インセンティブ効果が期待され、ごみ減量の推進策として有効な手段でありますことから、今後、検討したいと考えています。	—	—	—	—
12	その他	その他	意見提出のあり方について 意見提出用紙を取りに行かないと意見が言えないというのは不便。多くの人の意見を聞きたければ、広報に入れるなどして気軽に声を上げられる様にしてほしい。	今後、検討します。	—	—	—	—
13	意見	今後の参考	公的祭りの際には マイ箸・マイカップなどを呼びかけ、楽しみながら啓発されるというような知恵を生み出してはどうか。	ご意見を参考に、イベントにおけるごみ減量対策について、関係団体に呼びかけることとします。	—	—	—	—
14	要望	その他	目標達成に向け様々な施策を期待しております。	ごみ減量を推進するためのご意見がありましたら、このパブリックコメントに限らず、ご意見をいただきますようお願いいたします。	—	—	—	—